

目次

第1部 基本的考え方

- 1 都・国の取組と計画の位置付け 1
- 2 暴力をめぐる現状認識 2
- 3 暴力のない社会の実現に向けて 3
- 4 配偶者暴力対策を進めるに当たっての中心的視点について 4
- 5 基本計画の数値目標について 6

第2部 基本計画に盛り込むべき事項

I 配偶者暴力対策

(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3にいう
都道府県基本計画)

- 1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 7
 - (1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進 7
 - (2) 早期発見体制の充実 10
- 2 多様な相談体制の整備 13
 - (1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実 13
 - (2) 身近な地域での相談窓口の充実 16
 - (3) 被害者の状況に応じた相談機能の充実 19
- 3 安全な保護のための体制の整備 21
 - (1) 保護体制の整備 21
 - (2) 安全の確保と加害者対応 23
- 4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備 26
 - (1) 総合的な自立支援の展開 26
 - (2) 安全で安心できる生活支援 28
 - (3) 就労支援の充実 30
 - (4) 住宅確保のための支援の充実 31
 - (5) 子供のケア体制の充実 32
- 5 関係機関・団体等の連携の推進 34
 - (1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化 34
 - (2) 民間団体との連携・協力の促進 36
- 6 人材育成の推進と適切な苦情対応 37
 - (1) 人材の育成 37
 - (2) 二次被害の防止と苦情への適切かつ迅速な対応 38
- 7 調査研究の推進 39
- II 性暴力被害者に対する支援 41
- III ストーカー被害者に対する支援 43
- IV セクシュアル・ハラスメントの防止 45
- V 性・暴力表現等への対応 47